

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 5 3 回 本 部 会 議

日時：令和3年5月15日（土）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

（1）北海道における緊急事態措置について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 北海道医療非常事態宣言 |
| 資料4 | 札幌市の感染状況について |
| 資料5 | 北海道における緊急事態措置（案） |
| 資料6 | 北海道における緊急事態措置（道案）等に対する主な意見 |
| 資料7 | 「新しい旅のスタイル」の停止に係る対応 |

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月14日変更）について

■措置区域の追加について

項目	措置区域	期間
緊急事態宣言	北海道、岡山県 及び広島県	令和3年5月16日から 5月31日まで（16日間）
<u>まん延防止等 重点措置</u>	群馬県、石川県 及び熊本県	令和3年5月16日から <u>6月13日まで（29日間）</u>

■その他の主な変更点について

職場への出勤等

- ・ 職場における感染防止のための取組例として、昼休みの時差取得を追加

道内の感染状況等について (案)

【令和3年5月15日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (5/14)	891床 ↑	31床 ↑	4765人 ↑	10.2% ↑	3573人/週 (67.4人) ↑	2.23 ↑	62.2% ↑
うち札幌市内	475床 (5/13) ↑	26床 ↑	3113人 ↑	12.2% ↑	2350人/週 (120.2人) ↑	1.94 ↑	73.2% ↑
道ステージ5基準 (国ステージⅣ)	900床	90床	1327人	10%	1327人/週 (25.0人)	増加	50%
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療	重症者用病床					
全道 (5/14)	確保病床の使用率 49.3%	入院率 18.7%	確保病床の使用率 19.1%	89.8人	10.2%	67.4人	62.2%
うち 札幌市内 (5/13)	99.0%	16.2%	52.0%	159.2人	12.2%	120.2人	73.2%
国 ステージⅢ の指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上
国 ステージⅣ の指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上

2

最近の感染状況等について①

【感染状況】

道内の新規感染者数は、5月13日に712人と過去最多を更新し、5月14日、10万人当たり67.4人/週となった。

札幌市においては、従来株から変異株への置き換わりが相当程度進んでおり、5月13日に499人と過去最多を更新し、5月14日、10万人当たりの感染者数も120.2人/週となった。

札幌市との人の行き来が多い石狩振興局管内(札幌市を除く)は10万人当たり82.5人/週、小樽市では84.1人/週となった他、旭川市では32.6人/週となるなど、札幌市以外の地域でも感染の広がりが見られている。

石狩振興局管内、小樽市、旭川市の新規感染者数は、全道の8割以上を占めている。

【医療提供体制】

札幌市内においては、「札幌市医療非常事態宣言」が発出され、医療の限界とも言える状況となっている。

また、札幌市以外の地域においても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制への負荷が増加しており、道央圏、道北圏をはじめ、地域の基幹病院等において、その機能を維持することが厳しい状況となっている。特に、医療資源の乏しい地域では、怪我の治療や救命救急など、通常の医療が受けられなくなるおそれがあるため、「北海道医療非常事態宣言」が発出され、北海道全体が医療の非常事態とも言える状況となっている。

3

最近の感染状況等について②

【今後の対応】

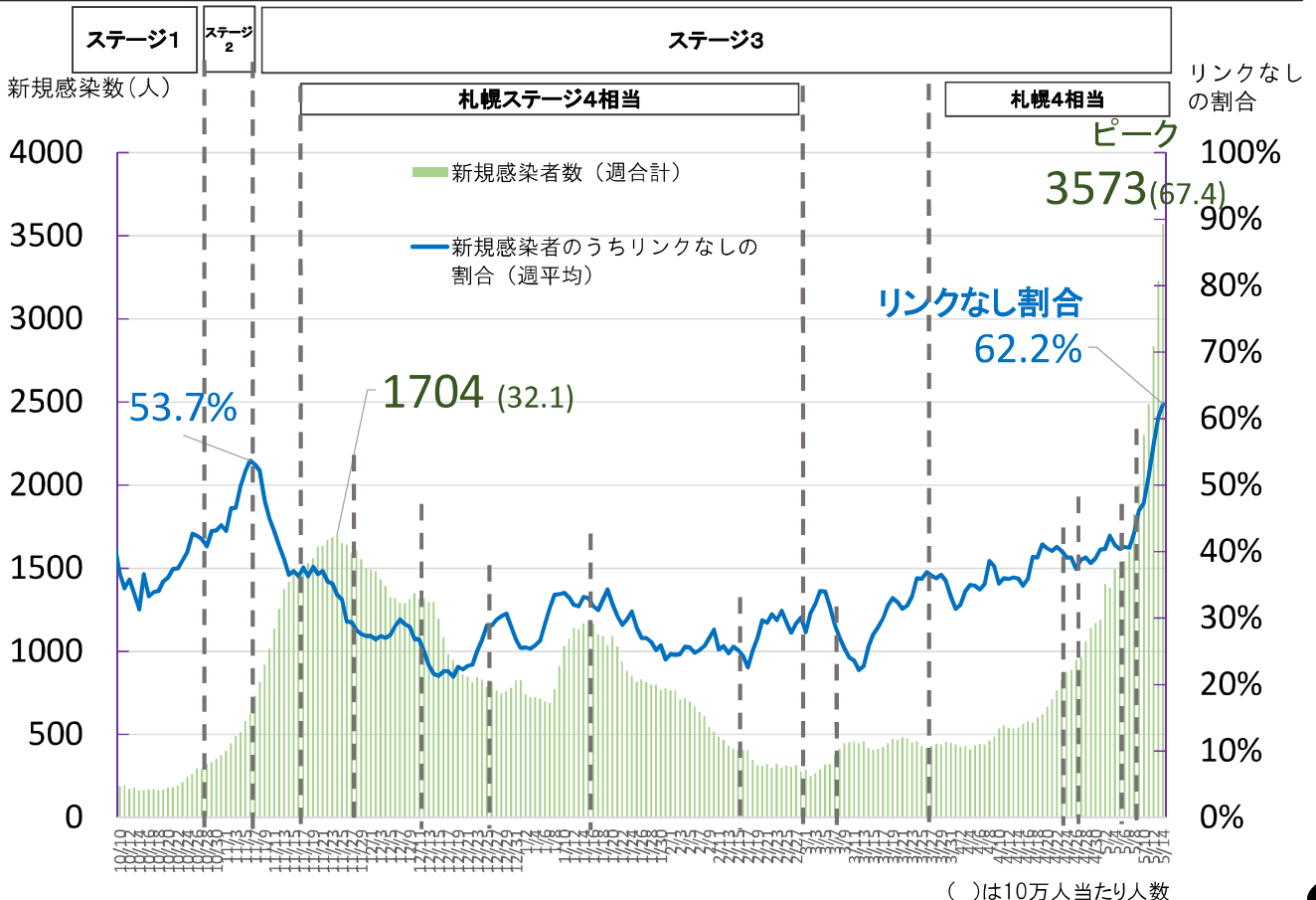
厳しい感染状況や医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、5月14日、国は緊急事態措置区域に北海道を追加する変更を行った。

国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じる。

特に札幌市との往来などにより感染が拡大し、札幌市と同様の措置を講じるが必要な地域である石狩振興局管内及び小樽市、さらに、道北地方の中核市であり、感染が一定期間継続して発生している旭川市については、地域における医療提供体制の負荷の状況などを踏まえ、人の動きのさらなる抑制を図るため、対策の徹底を図る。

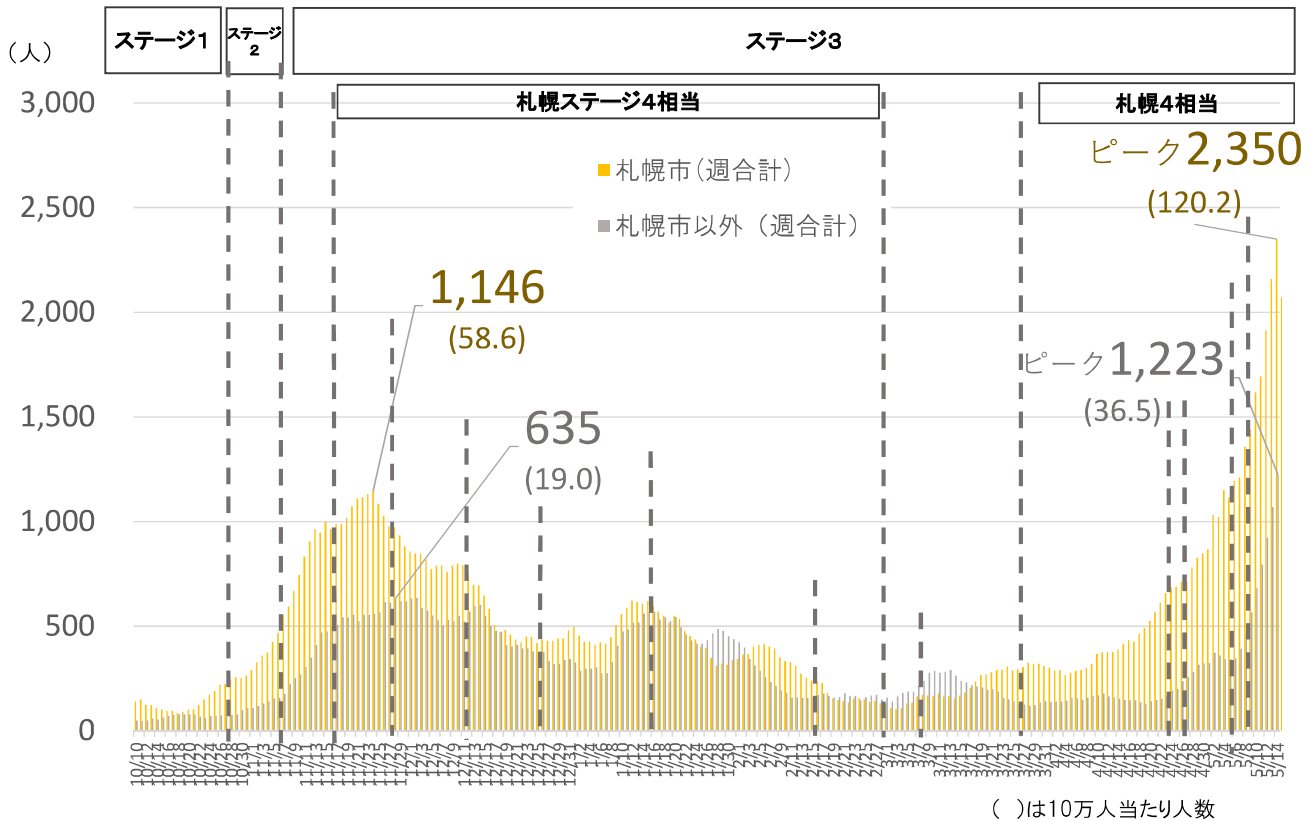
4

感染状況



5

新規感染者数(札幌市／札幌市以外)

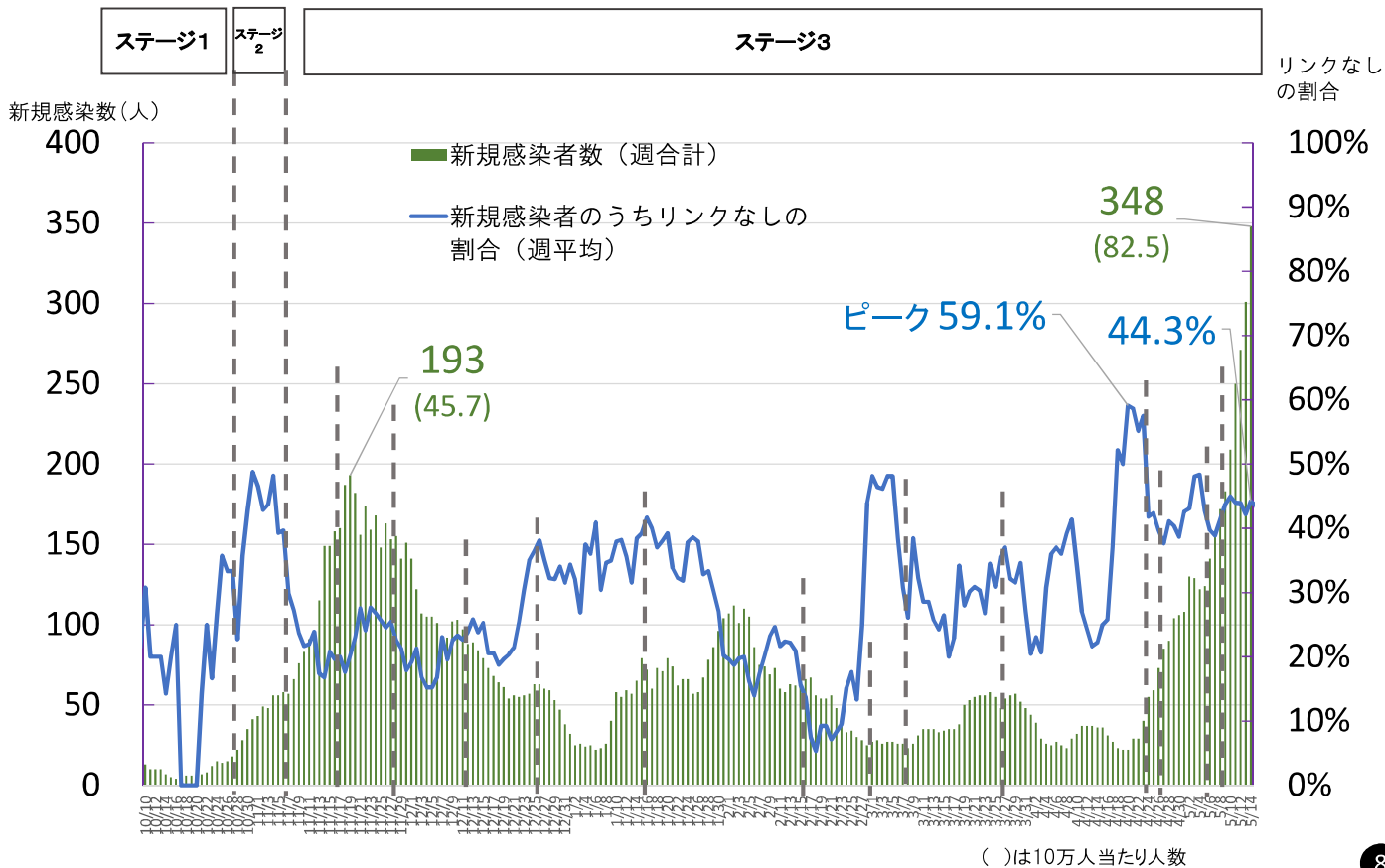


(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

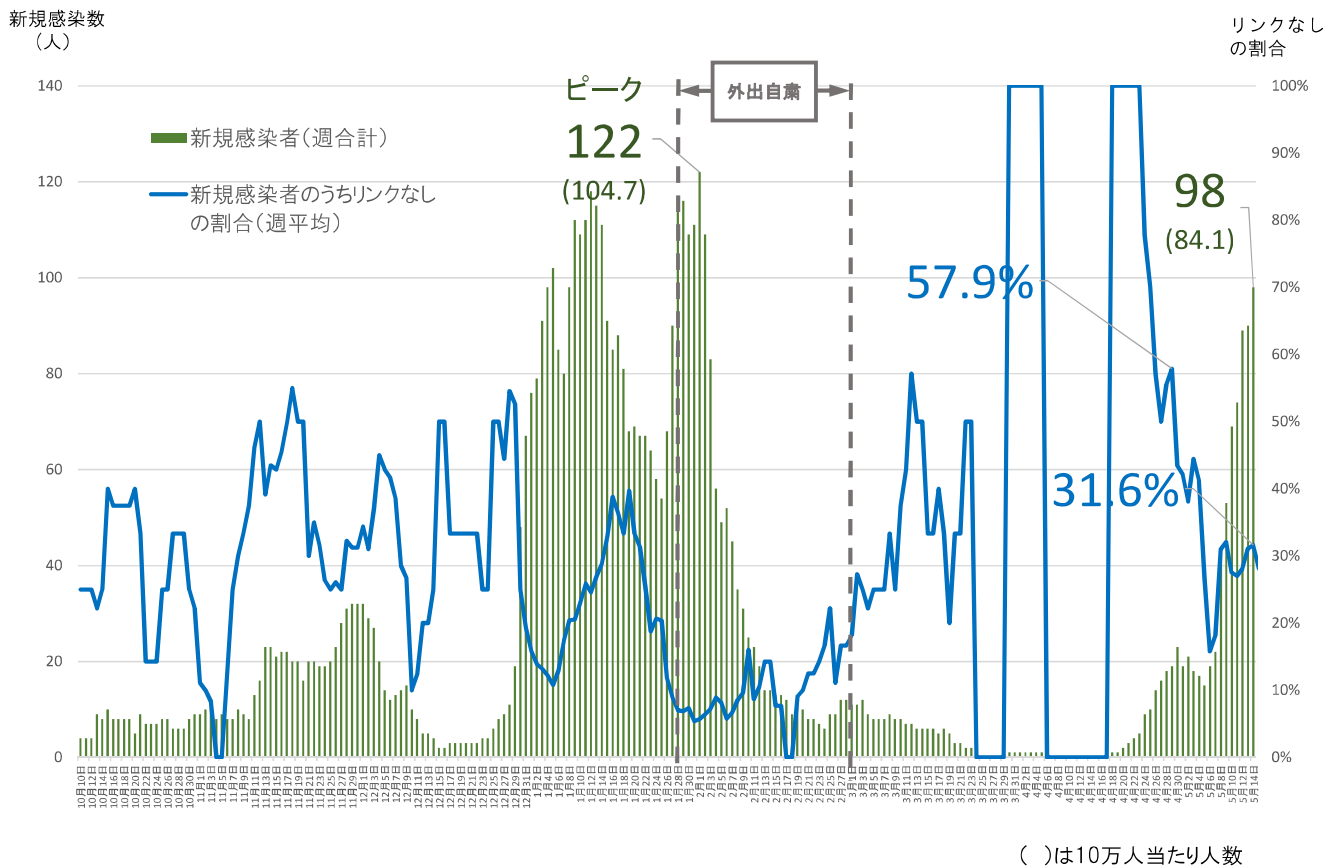
札幌市の感染状況



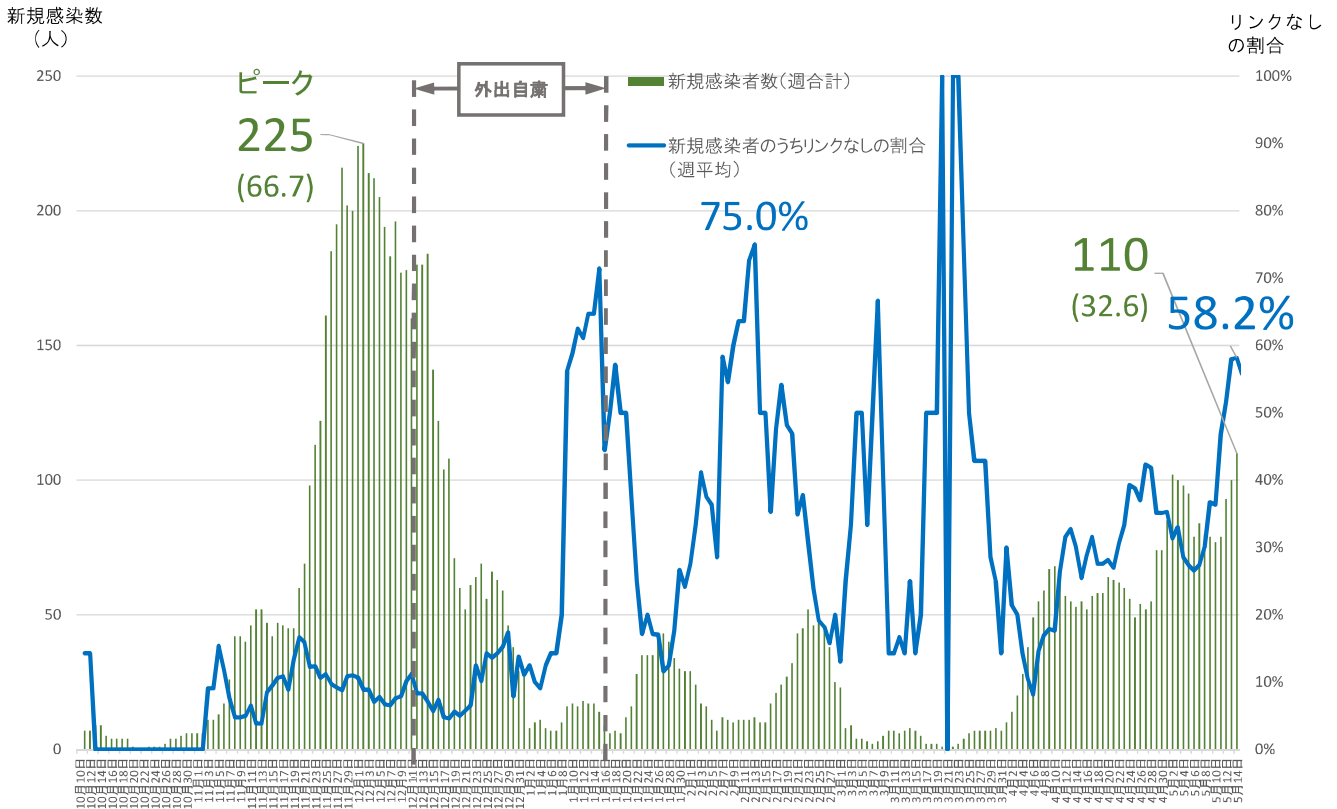
石狩振興局(札幌以外)の感染状況



小樽市の感染状況



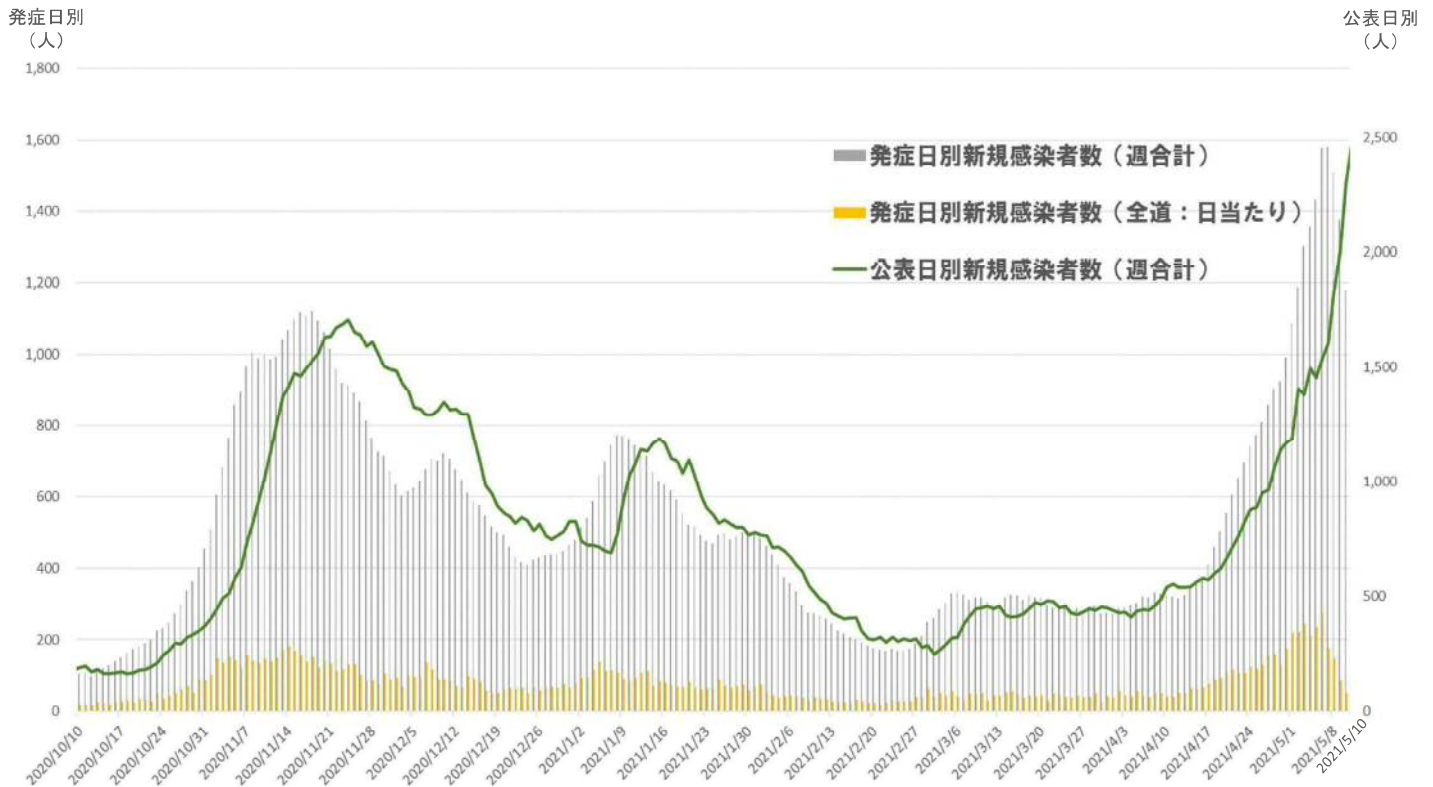
旭川市の感染状況



札幌市・石狩振興局・小樽市・旭川市の感染状況

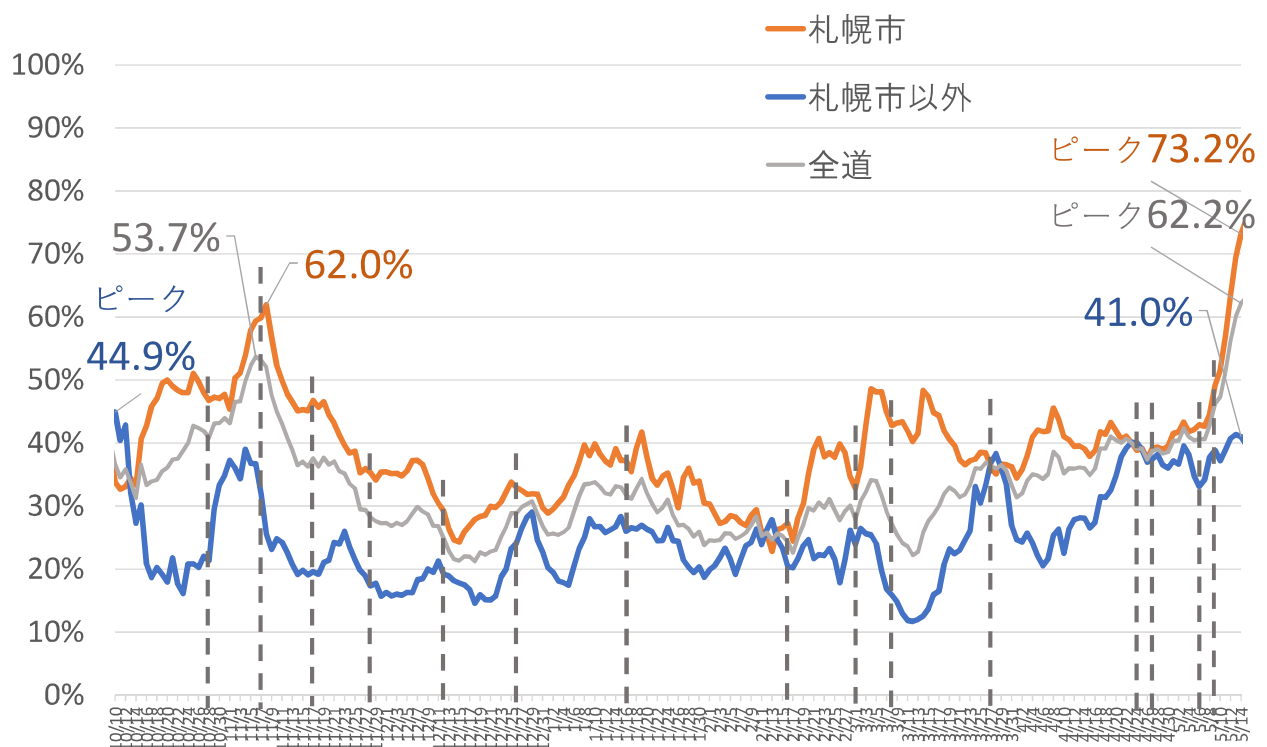
	札幌市	石狩振興局 (札幌市除く)	小樽市	旭川市	3市・ 石狩振興局 合計	道全体
人口	1,955,457	422,033	116,529	337,392	2,831,411	5,304,413
道全体に占める割合	36.9%	8.0%	2.2%	6.4%	53.4%	100%
昨日の新規感染者数 (5/14)	347	80	16	23	466	593
道全体に占める割合	58.5%	13.5%	2.7%	3.9%	78.6%	100%
7日間合計の感染者数 (5/8~14)	2350	348	98	110	2906	3573
(10万人あたり人数)	(120.2)	(82.5)	(84.1)	(32.6)	(102.6)	(67.4)
道全体に占める割合	65.8%	9.7%	2.7%	3.1%	81.3%	100%

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



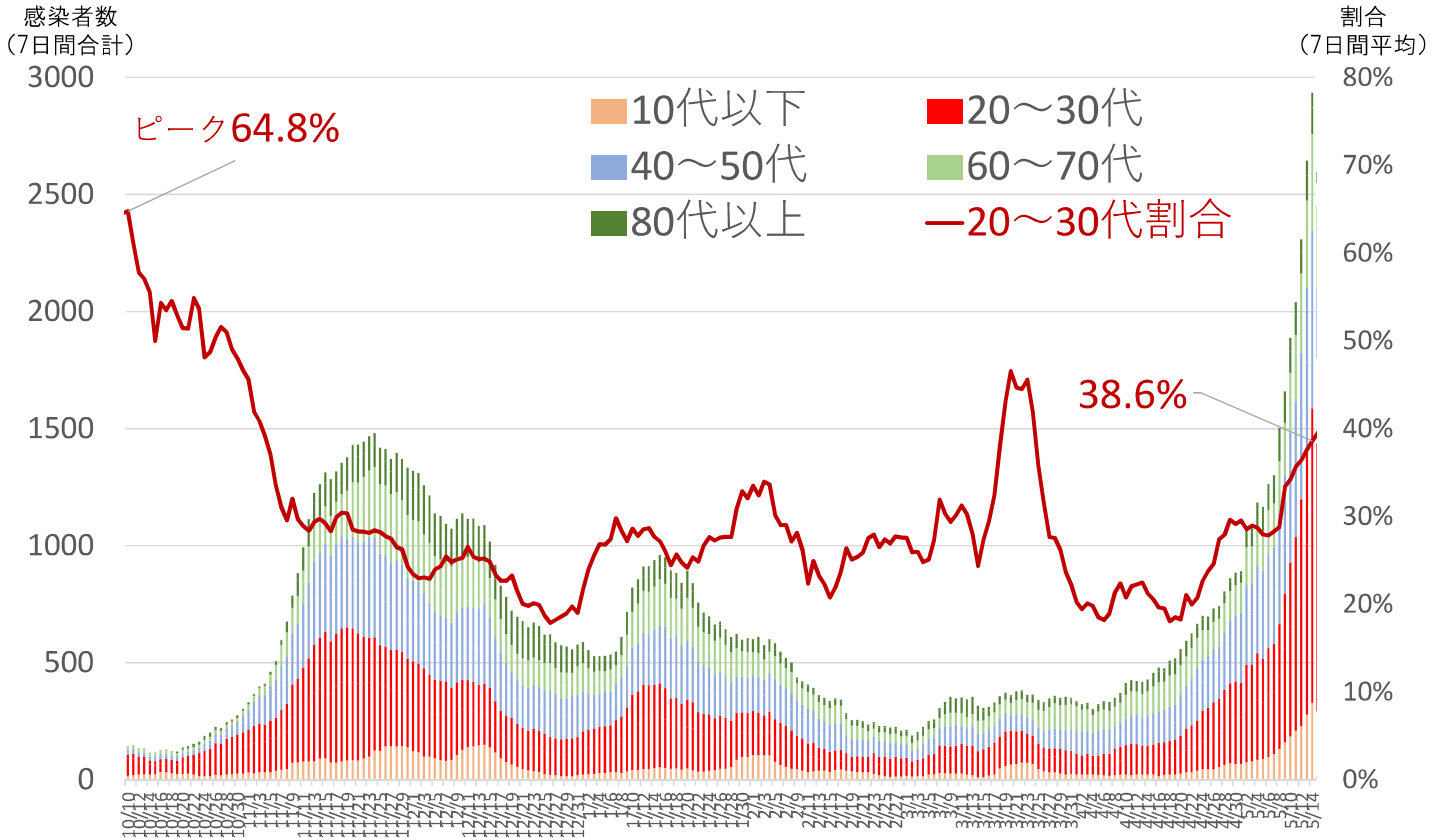
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



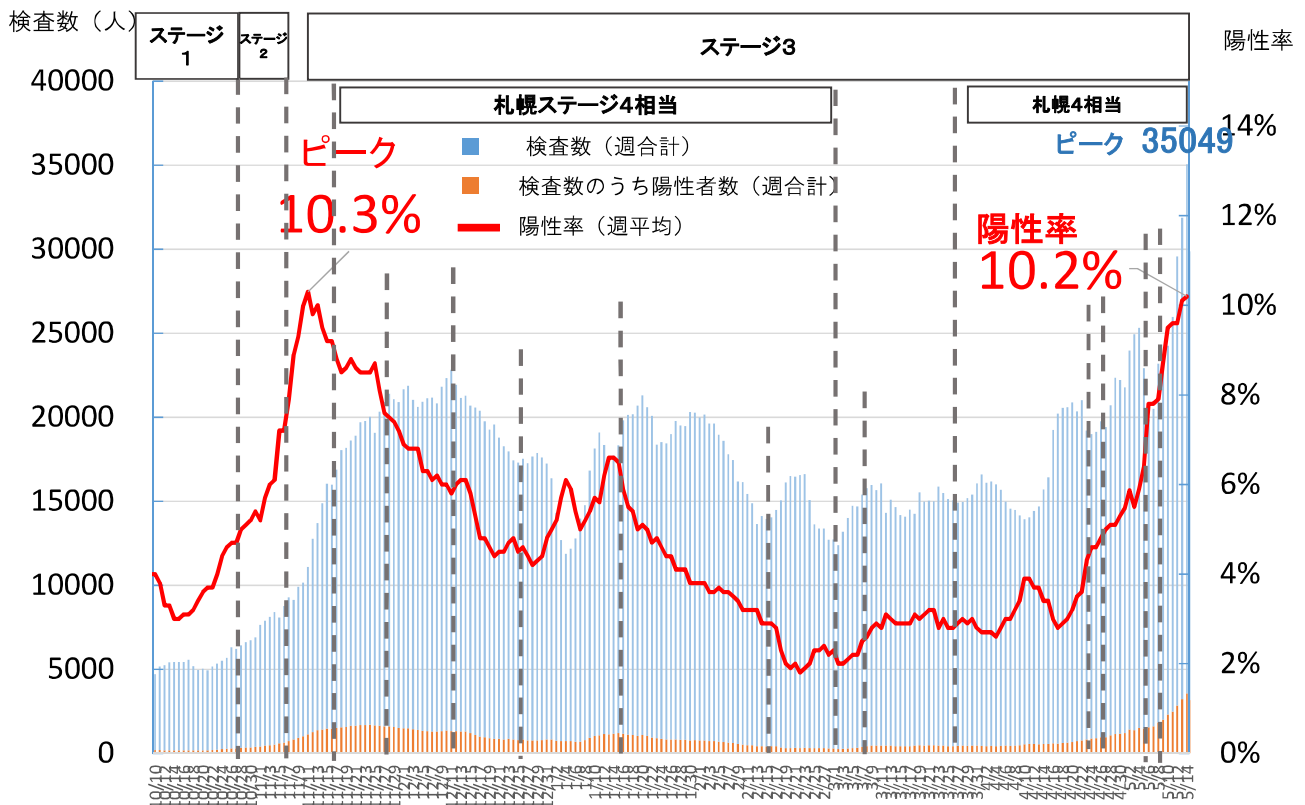
(7日間移動平均)

年代別感染者数と20代～30代の割合

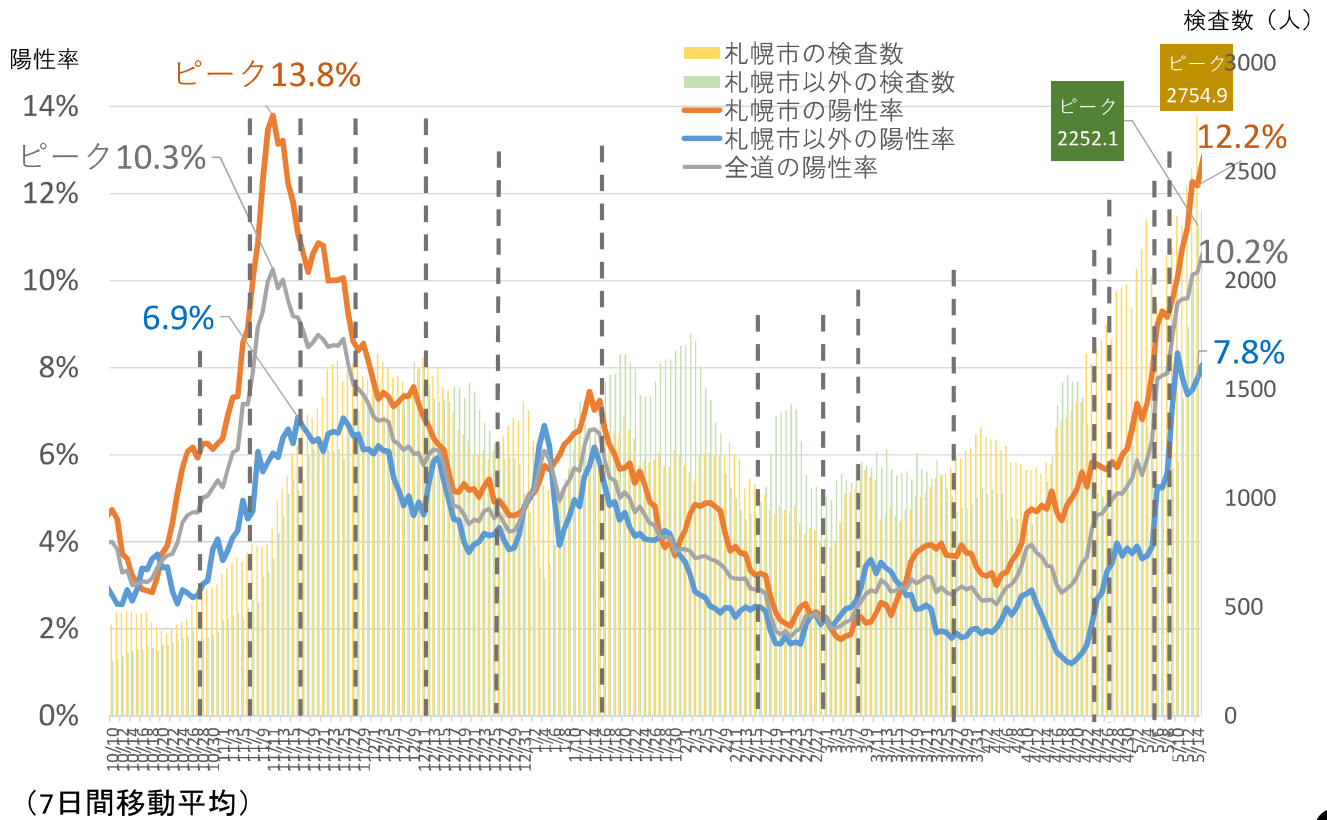


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)

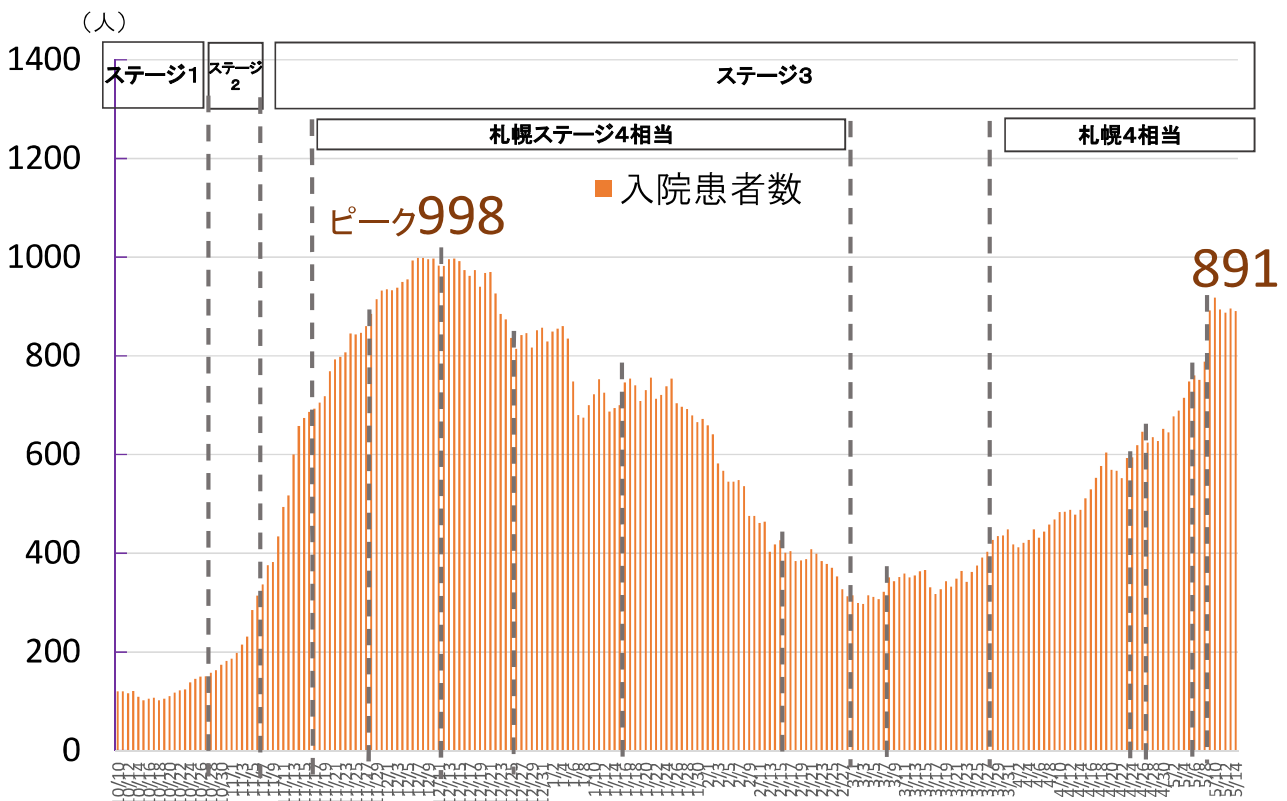


地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



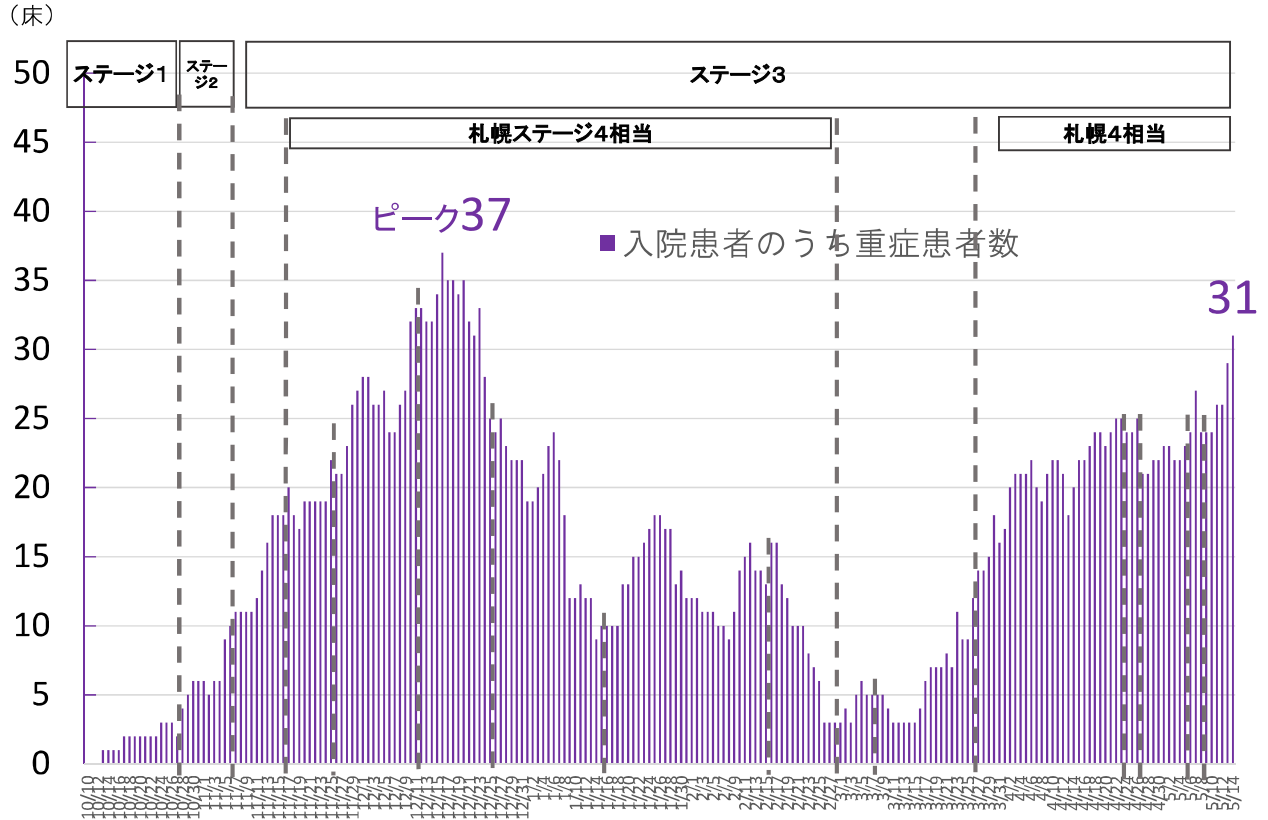
16

医療提供体制等の負荷(病床全体)



17

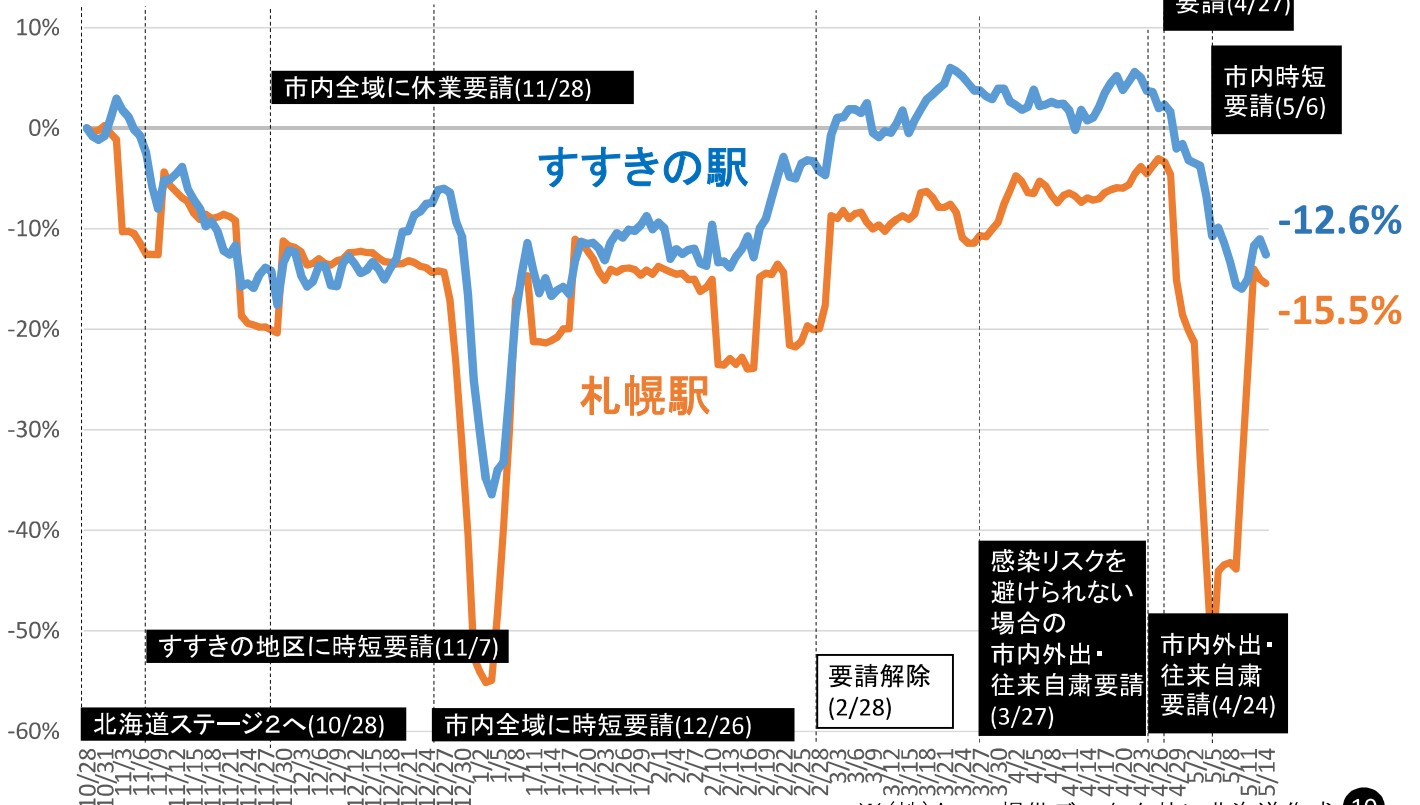
医療提供体制等の負荷(重症者用病床)



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

9時

※ 9時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比

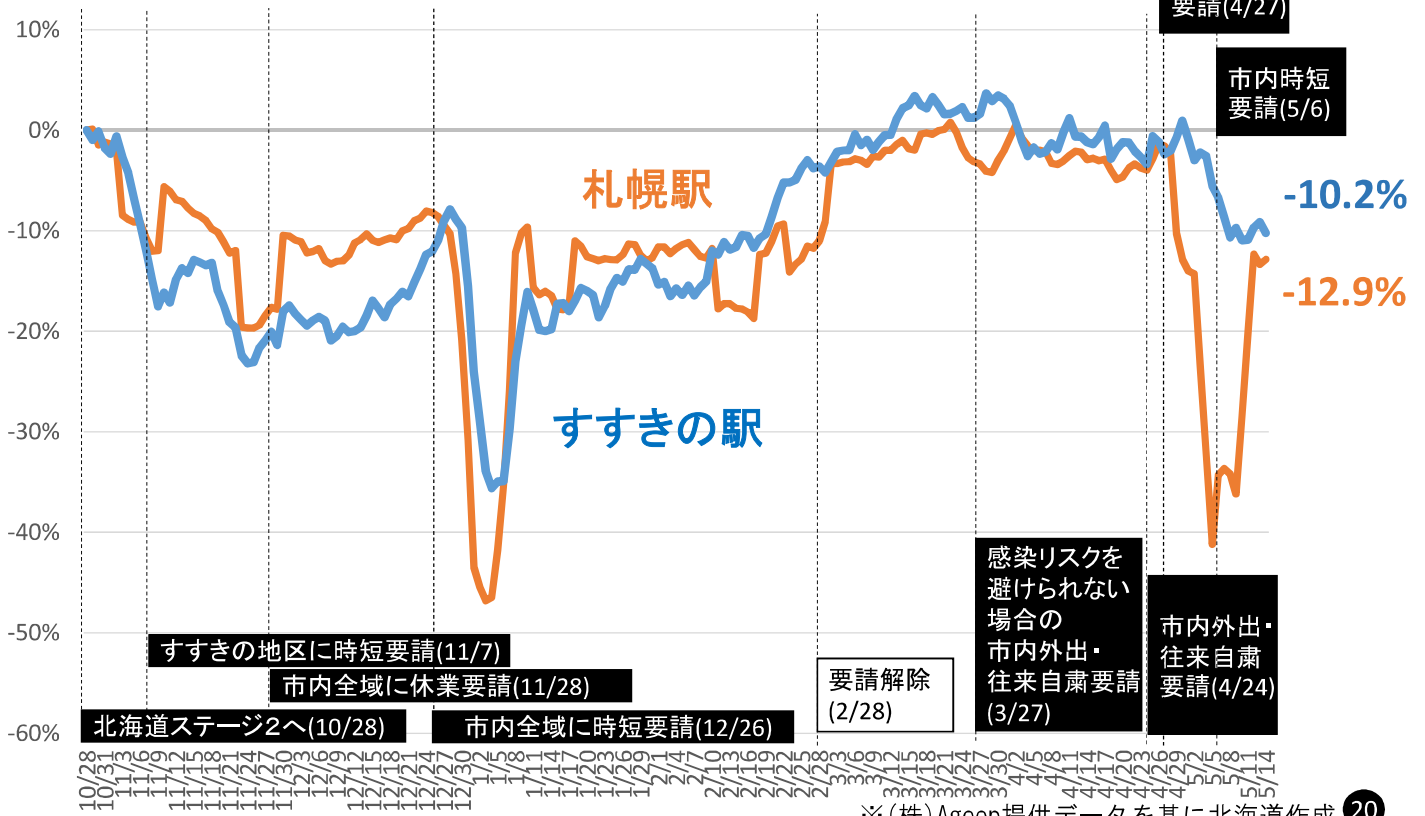


※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

15時

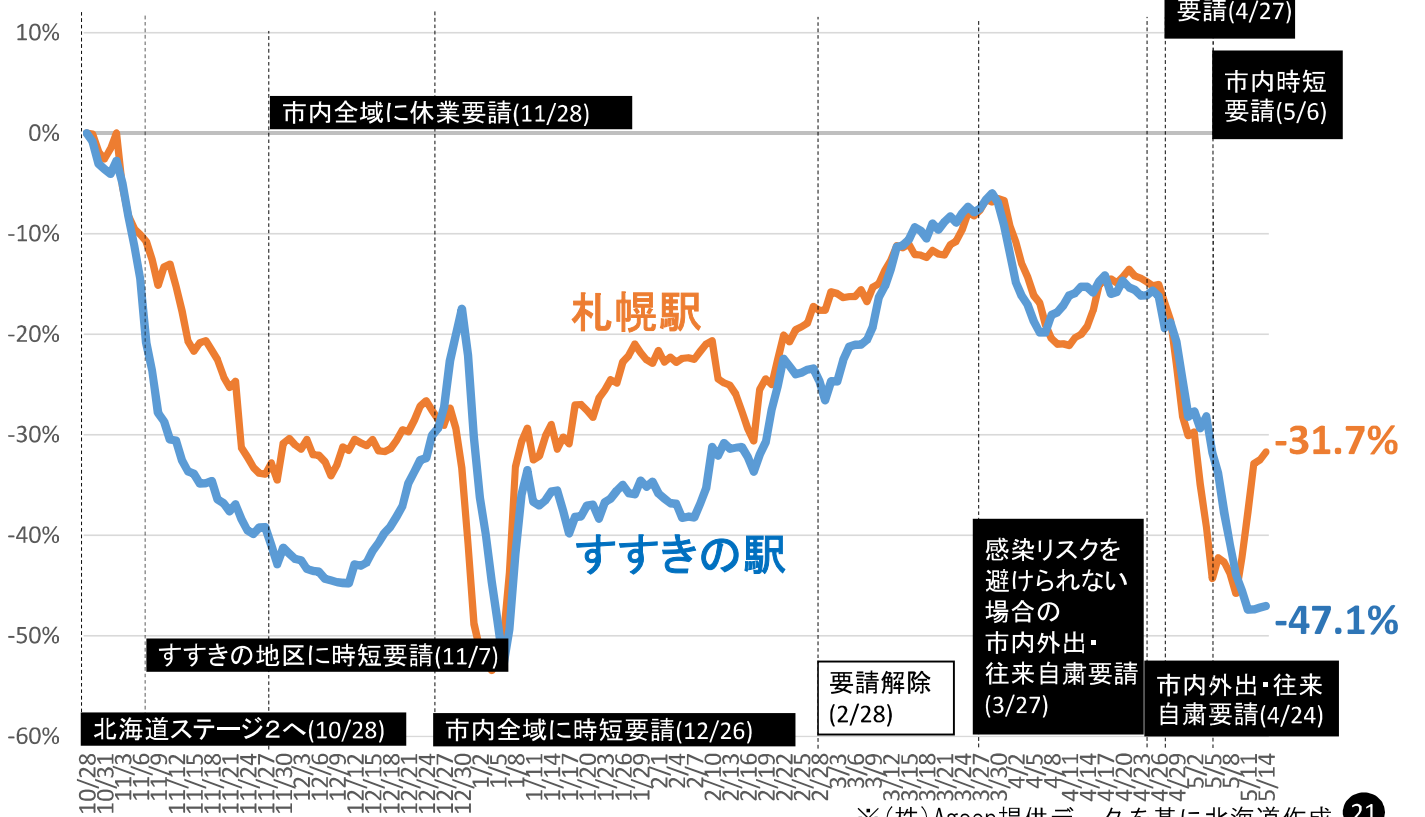
※15時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

21時

※21時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



集団感染の発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月 (5/1~14)
医療施設 福祉施設	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	23件 (508人)	22件 (300人)
事業所等	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	9件 (81人)	11件 (150人)
飲食店等	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	14件 (102人)	4件 (59人)
学校	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	7件 (113人)	10件 (101人)
合 計	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	53件 (804人)	47件 (610人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

22

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	4/24~30		5/1~5/7		5/8~14	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	4件 (49人)	2件 (14人)	8件 (123人)	4件 (41人)	7件 (91人)	3件 (45人)
事業所等	3件 (26人)	—	5件 (97人)	1件 (6人)	1件 (9人)	4件 (38人)
飲食店等	—	2件 (18人)	—	—	1件 (6人)	3件 (53人)
学校	3件 (49人)	2件 (52人)	1件 (9人)	4件 (29人)	1件 (13人)	4件 (50人)
合 計	10件 (124人)	6件 (84人)	14件 (229人)	9件 (76人)	10件 (119人)	14件 (186人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

23

変異株の状況

	変異株 PCR検査数	変異株 疑い事例	変異株PCR 検査陽性率
①4/22～28	715	545	76.2%
②4/29～5/5	901	740	82.1%
③5/6～12	1062	899	84.7%

初確認(3/6)からの累計	3592
うち札幌市	2544
(全道の70.8%)	

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①～③)における新規感染者数の内数とならない。

北海道医療非常事態宣言

道内では、変異株の影響もあり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が5月13日には過去最多の712人となるなど、全道各地において感染が急速に拡大しています。

このままでは、地域の基幹病院等において、その機能を維持することが厳しい状況となり、特に、医療資源の乏しい地域では、入院の予定を延期せざるを得なくなるほか、怪我の治療や救命救急など、今まで当たり前に受けていた医療も受けられなくなりつつあります。

まさに、北海道の医療が危機的な状況にあります。

医療体制の崩壊を防ぎ、道民の皆様を守るため、全道に医療非常事態を宣言します。

道民の皆様におかれては、医療を守り、そして、あなたの大切な人やあなた自身を守るために、次のことを遵守してください。

これまでお願いしてきたマスクの着用や手洗い、手指消毒、人との距離の確保はもちろん、今は、特に、次のことを実行してください。

- **できる限り、外出はしない**
- **特に、週末は外出しない**
- **外出しても、午後8時まで**

令和3年（2021年）5月15日

北海道知事 鈴木 直道
北海道市長会会長 山口 幸太郎
北海道町村会会長 棚野 孝夫
北海道医師会会長 長瀬 清

北海道における緊急事態措置 (案)

令和3年5月 日

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う

対象区域

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

特定措置区域

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。

加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える

(特措法第45条第1項)

(飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える(特措法第45条第1項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

(特措法第45条第1項)

◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

特定措置区域

期 間	5月16日(日)～5月31日(月)
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請・協力依頼内容	<p>〔酒類又はカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)〕</p> <p>◆休業とする(特措法第45条2項)</p> <p>〔上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)〕</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する(特措法第45条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</p>
<p>【飲食店等に対する協力金の国の基準額】</p> <p>中小企業:1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円 3</p>	

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

特定措置区域

期 間	5月16日(日)～5月31日(月)
<p>※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする(札幌市については、継続して実施していることからこの猶予期間を適用しない)。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを超えるチケットの新規販売は停止する。</p>	
人数上限及び収容率	<p>○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する (特措法第24条第9項)</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</p> <p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)</p>
<p>4</p>	

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

協力依頼
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

期 間	5月16日(日)～5月31日(月)
要請内容	<p>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(5月18日～)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項) ※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)</p> <p>◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)</p>

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

期 間	5月16日(日)～5月31日(月)		
要請・協力依頼内容	施設の種類の	内訳	要請・協力依頼内容
			1,000㎡超
			1,000㎡以下
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など(生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
	運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設に対する協力金の国の基準額】
 大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

期間		5月16日(日)～5月31日(月)	
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会用に供する部分に限る)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする(特措法第24条第9項)
	運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
結婚式場	結婚式場	◆営業時間は5時～20時まで(特措法第45条第2項) ◆酒類提供は11時から19時まで(協力依頼) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)	
※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】			
【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の国の基準額】 大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合			

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

期間		5月16日(日)～5月31日(月)	
対象施設	要請・協力依頼		
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)		
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)		
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)		
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)		
公立施設	◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。		

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

措置区域

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は
厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない
飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

- ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、
大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

措置区域

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
 及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

12

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

措置区域

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人を超えるチケットの新規販売は停止する。

人数上限 及び 収容率

- 人数上限5,000人
- 収容率
 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)
 [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

13

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼)
- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請
内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設は、原則、休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)

「北海道における緊急非常事態措置（道案）」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

措置の内容に関しては、異論なし。

前からお願いしていることだが、ワクチン接種の体制整備、幅広いPCR検査対応について推進していただきたい。

高校までの学校での対応については、くれぐれも教育効果を損なうことがないようにきめ細かな対応をお願いする。

1-②

対策について異存なし。

医療の危機的状況について引き続き発信願う。

事業者は、業種別の要請内容は意識するようだが、出勤7割削減などの一般的事項は意識していないように感じられるので、事業者一般への協力依頼内容について、一層、周知が必要。

事業主体に意識させる取り組み、及び、働いている方々が意識することで事業主体を動かしていくことを視野に入れた、道民一般への広い呼びかけをご検討願う。

1-③

本道における緊急事態措置の内容として、道内全ての市町村における対策を強化することを基本として、特に感染が急増している札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市を特定措置区域として、より強固な対策を重点的に実施することは必要であると考慮しており、今後の感染状況や医療提供体制の逼迫具合によっては、特定措置区域の見直しを速やかに行うなど時機を逸することなく必要な対策を効果的に実施することが重要であるとする。

併せて、今後の感染防止対策の要となるワクチン接種が円滑に行われるよう、医療従事者等に対する接種を速やかに終わるとともに、接種体制の整備に取り組む市町村に対し、医療従事者の確保やワクチンの確実な供給について、道においても積極的な支援を行う必要があるとする。

1-④

医療のひっ迫状況、感染のリンクなしの割合の増加、変異株の感染力の強さ、若者の感染者の増加、若者でも重症化するリスクが高いなどの理由から、緊急事態措置は当然のこととする。

特定措置区域と措置区域に分けているのも広い北海道で感染状況が違うので異論はない。措置の内容についても、異論はない。

1-⑤

道案に特に異存なし。

1-⑥

特段の意見なし。

ワクチン接種をスムーズに進めるためにも医療・保健所機能の維持を
保たなければならないため、厳しい制限が必要。ワクチン接種のスケジ
ュールも道民に丁寧な説明をお願いする。

1-⑦

道案に対し異論なし。

20～30代の感染者数が多く、今後高齢者への感染拡大が予想される。
特に20～30代に向けた外出自粛の周知徹底と入院がひっ迫している為、
宿泊療養先の安定確保をお願いしたい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

特定措置区域と措置区域に分けられているが、全道一律とし、強い対
応とすべき

(同様のご意見 他1件)

2-②

緊急事態宣言を最後の砦とし、感染者数を減らすために、今回の緊急
事態措置(道案)は適切である。

(同様のご意見 他2件)

2-③

不要不急の外出について、「控えるべき外出」「してもいい外出」の
判断の参考となる具体例を例示してはいかがか。

2-④

飲食店などへの支援金の手続きなど、速やかに情報発信していただき
たい。

(同様のご意見 他5件)

2-⑤

飲食店等に対する営業時間短縮要請の開始時期など、事業者の混乱が
生じないように、迅速かつ丁寧な周知をお願いする。

2-⑥

道内における感染が急拡大し、今般、緊急事態措置にまで至ったこと
について、経済界としても深刻に受け止めている。当会としても改めて
強い危機感・緊張感を持って対応するとともに、「20時以降の勤務抑制」
といった新たな内容も含め、今回講じられる対策について会員への周知
と実践の徹底を呼び掛けていく。

また、昨年4月の緊急事態措置の際は、全道一律に飲食店を含む多くの
施設に対し休業要請が課せられ、経済的ダメージは極めて大きくなったが、
今回は感染者数の8割以上を占める「札幌市を含む石狩管内市町村・小樽市・旭川市」を「特定措置区域」、それ以外の地域を「措置区
域」と区分けし、措置の内容も変えており、道内経済への影響を勘案し

ても適切であると考えらる。

一方で、1年以上の長期間にわたりコロナ禍が続いており、その間様々な名称で対策が要請され、道民や事業者の中にも「対策慣れ」や「対策疲れ」が生じていると考えられる中、「緊急事態宣言・緊急事態措置」のアナウンスメント効果を可能な限り高めることが重要である。道民一人ひとりが変異株の高いリスクや「いつでも・どこでも・誰もが感染する」という危機感を共有して取り組んでいただけるよう、これまで以上に強いメッセージの発信と、各年代の行動特性や感染経路の分析等も踏まえた効果的な広報活動を展開していただきたい。

2-⑦

「北海道における緊急事態措置（道案）」に対する意見はなし。

2-⑧

R3.5.14「北海道における緊急事態措置（道案）」に対する意見について、感染状況を判断するほぼ全ての指標が「国ステージⅣ」の水準にあり、発令のタイミングの是非は別として、緊急事態措置を講じることは当然の判断と考える。

対象区域の設定については、新規感染者数は3市・石狩振興局計の割合が圧倒的に大きいものの『特に、医療資源の乏しい地域では、怪我の治療や救命救急など、通常の医療が受けられなくなるおそれがあるため、「北海道医療非常事態宣言」が発出され、北海道全体が医療の非常事態とも言える状況』と認識する中で、特定措置区域とそれ以外（措置区域）に区分することは慎重に判断すべきである。

資料から判断すると、3市・石狩振興局計を除いた地域においても、7日間合計の感染者数（10万人あたり人数）は27.0人で国ステージⅣを上回っていることに留意すべきである。

また、仮にメッセージ性を重視して区分を設けるとしても、別途述べるように経済措置（支援金の支給等）で不公平が生じないように配慮願う。

2-⑨

感染拡大を1日も早く減少に転じさせ、早期に社会経済活動との両立ができる状況を取り戻すべく、あらゆる対策を講じ、総力を上げて取り組んで頂きたい。私どもも協力していく所存である。

今回の一連の措置に伴い甚大な影響を被る事業者などに対しては、要望を聴取する機会を設けるなどし、万全な支援策を講じていただきたい。

緊急事態措置は、不自由な道民生活、事業者に痛みを強いるものであり、実効性を高め、早期に効果を引き出していくには、納得感の伴う周知が何よりも肝要である。

北海道自らが行動することも併せて公表するなど、一致団結してこの難局に対処していく姿勢を打ち出し、共感を得る情報発信に努められたい。

◆ 停止対象地域 道内全域

◆ 停止期間（割引対象外となる期間）

- **新規予約** 5月16日(日)0:00 から 5月31日(月)24:00 まで
- **既存予約** 5月18日(火)0:00 から 5月31日(月)24:00 まで

（既存予約は、5月15日(土)24:00 までに予約したもので）

◆ 停止に伴う対応

- **利用者**：キャンセル料は無料
- **事業者**：予約キャンセル分の割引相当額をお支払い

5/16(日) 0:00

【新規予約】を事業の適用から除外

5/31(月)24:00

5/16(日) 0:00

5/18(火)0:00

【既存予約】を事業の適用から除外

5/31(月)24:00

【周知期間】2日間 ※ 5/16(日)、5/17(月)は、割引対象とする。